

## 令和元年度第15回役員会議事要旨

日時	令和2年2月17日(月) 13時10分～14時15分
場所	学長室
出席者	和田学長, 江頭理事, 鈴木理事, 海老名理事
欠席者	小嶋監事, 近藤副学長
陪席者	石橋監事, 小嶋事務局長, 穴沢教授(次期学長予定者)

議事に先立ち、和田学長から、事前に配付している1月27日開催の「令和元年度第13回役員会」及び「令和元年度第14回役員会」の議事要旨の確認が行われた。

続いて、協議事項5「国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程の一部改正(案)について」及び協議事項6「国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程の一部改正(案)について」を追加している旨発言があった。

### 議 案

1. 小樽商科大学グローバル戦略推進センター教学IR室規程の制定(案)について
2. 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程の一部改正(案)について

和田学長から、審議資料1及び2に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センター教学IR室規程の制定(案)及び小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程の一部改正(案)について諮られ、審議の結果、原案どおり議決された。

議決後、和田学長から、令和2年2月17日付けで施行する旨発言があった。

### 協 議 事 項

1. 令和2年度国立大学法人小樽商科大学年度計画(案)について

和田学長から、協議資料1に基づき、令和2年度国立大学法人小樽商科大学年度計画(案)について諮られ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、年度計画(案)のうち、「経営に関するもの」については、3月9日開催予定の経営協議会の議を経て、「経営に関するもの」以外の計画については、3月5日開催予定の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月9日開催予定の役員会に附議する旨発言があった。

2. 国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程の一部改正(案)について

和田学長から、協議資料2に基づき、国立大学法人小樽商科大学教員昇任人事規程の一部改正(案)について諮られ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月5日開催予定の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月9日開催予定の役員会に附議する旨発言があった。

3. 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員給与規程の一部改正(案)について

和田学長から、協議資料3に基づき、国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員給与規程の一部改正（案）について諮られ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、組合への情報提供及び過半数代表者への意見聴取を経て、3月9日開催予定の経営協議会及び役員会に附議する旨発言があった。

#### 4. 国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料4に基づき、国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正（案）について諮られ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、組合への情報提供及び過半数代表者への意見聴取を経て、3月9日開催予定の経営協議会及び役員会に附議する旨発言があった。

#### 5. 国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程の一部改正（案）について

#### 6. 国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料5及び6に基づき、国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程の一部改正（案）及び国立大学法人小樽商科大学職員旅費規程の一部改正（案）について諮られ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、組合への情報提供及び過半数代表者への意見聴取を経て、3月9日開催予定の経営協議会及び役員会に附議する旨発言があった。

#### 7. 国立大学法人小樽商科大学におけるリサーチ・アドミニストレーター名称使用規程の制定（案）について

和田学長から、協議資料7に基づき、国立大学法人小樽商科大学におけるリサーチ・アドミニストレーター名称使用規程の制定（案）について諮られ、協議の結果、以下のとおり一部修正のうえ承認された。

##### 【一部修正箇所】

「国立大学法人小樽商科大学におけるリサーチ・アドミニストレーター名称使用規程の制定（案）」の附則に、参考資料の「小樽商科大学グローバル戦略推進センター研究支援部門におけるリサーチ・アドミニストレーターの呼称付与に関する申合せ」を廃止する旨規定する。

承認後、和田学長から、3月5日開催予定の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月9日開催予定の役員会に附議する旨発言があった。

#### 8. 国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程の一部改正（案）について

和田学長から、協議資料8に基づき、国立大学法人小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程の一部改正（案）について諮られ、協議の結果、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、3月5日開催予定の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、3月9日開催予定の役員会に附議する旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、3月9日（月）13時10分から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が開催された。

以 上